

商号又は名称

所在地

代表者の役職名・氏名

印

純資産額規制比率に関する届出書 (年 月 日現在)

(単位：百万円、%)

(1) 純資産額規制比率の状況

資 産 合 計 (A)	
資 産 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (B)	
負 債 合 計 (C)	
負 債 の 額 か ら 控 除 す る 金 額 (D)	
法 第 2 1 1 条 に 規 定 す る 純 資 産 額 (E) = (A) - (B) - (C) + (D) (E)	
リ ス ク 相 当 額 (F)	
市 場 リ ス ク 相 当 額	()
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	()
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	()
純 資 産 額 規 制 比 率 (G) (G) = (E) ÷ (F) × 100 (G)	

(2) 資産の額から控除する金額

流 動 資 産	
委 託 者 等 未 収 金	()
関 係 会 社 に 対 す る 短 期 貸 付 金	()
前 渡 金	()
前 払 費 用	()
一 般 貸 倒 引 当 金 (△)	
固 定 資 産	
無 形 固 定 資 産	()
長 期 未 収 債 権	()
長 期 貸 付 金	()
長 期 前 払 費 用	()
繰 延 税 金 資 産	()
繰 延 資 産	
保 有 す る 有 価 証 券	
関 係 会 社 が 発 行 し た 有 価 証 券	()
他 の 会 社 又 は 第 三 者 が 発 行 し た C P 又 は 社 債 券	()
未 公 開 株 等	()
第 三 者 の た め に 担 保 に 供 さ れ て い る 資 産	
合 計	

(3) 負債の額から控除する金額

商 品 取 引 責 任 準 備 金 等	
長 期 劣 後 債 務	
短 期 劣 後 債 務	
合 計	

(4) リスク内訳

内 訳	リスク相当額
市 場 リ ス ク 相 当 額	
金 リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
コ モ デ ィ テ ィ リ ス ク 相 当 額	
ロ ン グ ポ ジ シ ョ ン	
シ ョ ー ト ポ ジ シ ョ ン	
オ プ シ ョ ン 取 引	
そ の 他 市 場 リ ス ク 相 当 額	
取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
金 関 連 取 引	
貴 金 属 関 連 取 引	
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	
短 期 貸 付 金	
未 収 入 金	
未 収 収 益	
委 託 者 等 未 収 金	
短 期 差 入 保 証 金	
保 証 債 務	
保 証 預 託	
そ の 他 取 引 先 リ ス ク 相 当 額	
基 礎 的 リ ス ク 相 当 額	
合 計	

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 純資産額規制比率は、少数点以下第二位以下を切り捨て、小数点以下第一位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日又は償還日を注記すること。